



国民健康保険に加入の方へお知らせ

資格確認書・資格情報のお知らせの更新

現在お渡ししている資格確認書・資格情報のお知らせの有効期限は7月31日までです。新しい資格確認書等は7月末までに対象の世帯に送付しますので、8月1日からお使いください。

有効期限切れのものは、個人情報に気を付けて、ご自分で破棄してください。

※紙の被保険者証と高齢受給者証は今後発行されません。

※前年の所得などにより、一部負担金（病院での支払金額）が変更になる場合があります。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き使用する場合は、更新手続きが必要です。

更新の受付は7月25日金からです。7月中は大変混み合います。お急ぎでない方は8月以降の申請をお勧めします。

なお、長期入院中など一部の方を除き、マイナンバーカードで受診する場合はお手続き不要です。

手続きに必要なもの

- ①世帯主および対象者のマイナンバーのわかるもの
 - ②資格確認書（お持ちの場合）
 - ③旧認定証（回収となります。）
 - ④手続きする方の顔写真付きの本人確認書類
- ※同一世帯の親族以外の方が手続きする場合、委任状が必要です。

問 保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503



後期高齢者医療制度に加入の方へお知らせ

資格確認書の更新

保険証（ミドリ色）および資格確認書（ピンク色）の有効期限は7月31日です。新しい資格確認書（オレンジ色）は塩竈市にお住いの75歳以上の方全員に7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。

有効期限切れのもの（ミドリ色、ピンク色）は8月1日以降に、ご自身で処分するか、市で回収します。※郵送可

※都合により住民登録を変更せずに転居されている方は、届かない場合があります。左記担当までお知らせください。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証（窓口負担割合が3割・現役Ⅰ・Ⅱに該当する方）および限度額適用・標準負担額減額認定証（1割・区分Ⅰ・Ⅱ）の有効期限は7月31日です。限度額証や減額証もしくは併記ありの資格確認書を現在お持ちの方には、7月末までに送付する新しい資格確認書に自動的に適用区分が併記されます。

※現在お持ちでない方や併記なしの資格確認書をお持ちの方は申請が必要です。

※病院では、一部の方を除き、併記されていない区分別が確認できます。

手続きに必要なもの

- ①資格確認書（または有効な保険証）
 - ②マイナンバーカード
- ※代理の方が申請する場合は、代理人の身分証明書が必要です。

問 保険年金課医療係 ☎ 355-6519



納付忘れにご注意ください!!

問・相談 収納課 ☎ 355-5936

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を納期限までに納付しないと、督促状や催告書が送付されます。それでも納付されない場合には、「差押え」などの滞納処分を受けることになります。

また、特別な理由もなく滞納が続いた場合、次のような措置をとらせていただくことになります。

- ①督促状を発送した際の督促手数料、未納期間に応じた延滞金の加算
- ②財産の差押えなどの滞納処分（預貯金、給与、生命保険など）
- ③医療機関の窓口で医療費を一旦は全額負担する特別療養費の支給対象となる場合があります

納付が困難な場合は、滞納したままにせずお早めに相談ください。



保険税などの納付は口座振替やコンビニ納付、スマホ決済が便利です！

口座振替の申し込みはWebからお手続き可能です

塩竈市 口座振替



※詳しくは市ホームページをご覧ください。

